

議案第2号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(給料表、適用範囲及び職務の級)」に改め、同条第1項中「つぎに」を「次に」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「・困難」を「、困難」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「別表第3に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の次に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第13条第1項中「つぎに」を「次に」に改め、同条第2項第2号中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第28条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 9 別表第3の規定の適用については、当分の間、同表のア3級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表のア4級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表のア5級の項中「総括係長の職務」とあるのは「総括係長の職務又は困難な業務を処理する係長、担当係長若しくは主査の職務」と、同表

のイ2級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表のイ3級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務又は困難な業務を処理する技能主任の職務」と、同表のイ4級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」とする。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務
8級	部長、担当部長又は参事の職務

イ 行政職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	技能主任の職務
3級	技能長の職務
4級	統括技能長の職務

ウ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係長、担当係長又は主査の職務
2級	課長、担当課長又は副参事の職務
3級	部長、担当部長又は参事の職務

エ 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務

オ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月目黒区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年3月目黒区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条第3項中「基準」の次に「となるべき職務の内容」を加え、「人事委員会の承認を得て目黒区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める」を「別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の次に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第7条第1項中「教育委員会規則」を「目黒区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第15条第2項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
------	---------

1級	教諭の職務
2級	主任教諭の職務
3級	副園長の職務
4級	園長の職務

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第7条 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年3月目黒区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月目黒区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(目黒区情報公開条例の一部改正)

第9条 目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号ア中「職員勤務評定記録」を「職員人事評価記録」に改める。

(目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(説明) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 1 条 による 改 正 案	現 行 条 例
<p><u>（給料表、適用範囲及び職務の級）</u></p> <p>第5条 給料表の種類は、<u>次に掲げるとおり</u>とし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（現行に同じ。）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第22条に規定する職員以外の<u>全ての職員</u>に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、<u>困難</u>及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第3に掲げる等級別基準職務表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>4 任命権者は、<u>全ての職員</u>の職を前項に規定する<u>等級別基準職務表及び人事委員会</u>が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第13条 通勤手当は、<u>次に掲げる職員</u>に支給する。</p> <p>(1)～(3)（現行に同じ。）</p>	<p><u>（給料表・適用範囲及び職務の級）</u></p> <p>第5条 給料表の種類は、<u>つぎに掲げるとおり</u>とし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第22条に規定する職員以外の<u>すべての職員</u>に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑・<u>困難</u>及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務</u>の内容は、<u>人事委員会</u>が定める。</p> <p>4 任命権者は、<u>すべての職員</u>の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第13条 通勤手当は、<u>つぎに掲げる職員</u>に支給する。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) (現行に同じ。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) (現行に同じ。)

3～6 (現行に同じ。)

(災害派遣手当)

第28条 (現行に同じ。)

2 災害派遣手当の額は、別表第5に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 (現行に同じ。)

付 則

9 別表第3の規定の適用については、当分の間、同表のア3級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表のア4級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) (省略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) (省略)

3～6 (省略)

(災害派遣手当)

第28条 (省略)

2 災害派遣手当の額は、別表第4に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 (省略)

付 則

職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表のア5級の項中「総括係長の職務」とあるのは「総括係長の職務又は困難な業務を処理する係長、担当係長若しくは主査の職務」と、同表のイ2級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表のイ3級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務又は困難な業務を処理する技能主任の職務」と、同表のイ4級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」とする。

別表第3 (省略)

別表第4 (現行に同じ。)

別表第5 (現行に同じ。)

別表第3 (省略)

別表第4 (省略)

2 職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第2条関係)新旧対照表

(_____ は、改正点)

第2条による改正案	現 行 条 例
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、</p>

次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6)（現行に同じ。）

次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6)（省略）

3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第3条による改正案	現 行 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項</p>

を定めるものとする。 2 (現行に同じ。)	を定めるものとする。 2 (省略)
--------------------------	----------------------

4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (第4条関係) 新旧対照表 (_____ は、改正点)

第4条による改正案	現 行 条 例
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u> 及び職員の給与に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第14号)第14条第3項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)に関する事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u> 及び職員の給与に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第14号)第14条第3項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

5 職員の旅費に関する条例の一部改正 (第5条関係) 新旧対照表 (_____ は、改正点)

第5条による改正案	現 行 条 例
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。 2 (現行に同じ。)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。 2 (省略)

6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正（第6条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 6 条 による 改正 案	現 行 条 例
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料表及び職務の級）</p> <p>第6条 （現行に同じ。）</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</u></p> <p>4 教育委員会は、<u>全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び</u>人事委員会の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第7条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て<u>目黒区教育委員</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給料表及び職務の級）</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 前項の職務の分類の基準は、<u>人事委員会の承認を得て目黒区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）</u>で定める。</p> <p>4 教育委員会は、<u>すべての職員の職を人事委員会の定める基準に従い、</u>給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第7条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て<u>教育委員会規則</u></p>

会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

2～7 （現行に同じ。）

（通勤手当）

第15条 （現行に同じ。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) （現行に同じ。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) （現行に同じ。）

3～6 （現行に同じ。）

別表第2 （省略）

別表第3 （現行に同じ。）

で定める。

2～7 （省略）

（通勤手当）

第15条 （省略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) （省略）

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第2に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) （省略）

3～6 （省略）

別表第2 （省略）

7 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（第7条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第7条による改正案	現 行 条 例
（目的）	（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条
第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措
置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚
園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とす
る。

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条
第6項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措
置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、幼稚
園教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めることを目的とす
る。

8 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第8条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第8条による改正案	現 行 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条</u> <u>第5項</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し 必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条</u> <u>第6項</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し 必要な事項を定めるものとする。</p>

9 目黒区情報公開条例の一部改正（第9条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第9条による改正案	現 行 条 例
<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、前条の規定による行政情報の開示の請求（以下「開示 請求」という。）があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号の</p>	<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、前条の規定による行政情報の開示の請求（以下「開示 請求」という。）があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号の</p>

いずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政情報を開示しなければならない。

(1)・(2)（現行に同じ。）

(3) 区政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 入札予定価格、立入検査の計画、職員人事評価記録、教育指導記録
又は交渉若しくは争訟の処理方針等で、公にすることにより、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

イ～エ（現行に同じ。）

(4)（現行に同じ。）

いずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政情報を開示しなければならない。

(1)・(2)（省略）

(3) 区政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 入札予定価格、立入検査の計画、職員勤務評定記録、教育指導記録
又は交渉若しくは争訟の処理方針等で、公にすることにより、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの

イ～エ（省略）

(4)（省略）

10 目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第10条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第10条による改正案	現 行 条 例
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>

(1) (現行に同じ。)

(2) 職員の人事評価の状況

(3) (現行に同じ。)

(4) (現行に同じ。)

(5) (現行に同じ。)

(6) (現行に同じ。)

(7) (現行に同じ。)

(8) 職員の退職管理の状況

(9) 職員の研修の状況

(10) (現行に同じ。)

(11) (現行に同じ。)

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) (省略)

(4) (省略)

(5) (省略)

(6) (省略)

(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(8) (省略)

(9) (省略)